求人の表示

うそを書かず、古い求人を残さない

採用ページ・求人広告の書き方 7つの確認

採用ページや求人広告を作る人事の方へ

この資料で分かること

1 求人を出す会社の2つの義務

2 誤解を生みやすい書き方の例

3 古い求人を残さないための手順

2026年10月2日 確認

求人の表示は、正確で新しい内容に保つ義務があります

義務	内容
的確に表示する	うそ・誤解を生む表示をしない
新しく保つ	正確で新しい内容に保つ
始まった日	2022年10月1日
決まり	職業安定法第5条の4

労働者を募集する会社に課された義務です。

自社サイト、メール、メッセージアプリも対象です

手段	例
紙	新聞・雑誌の広告、掲示、書面
インターネット	ウェブサイト、電子メール
連絡	メッセージアプリ、ファックス
放送	テレビ、ラジオ、オンデマンド放送

社外に出す求人の手段を、すべて書き出します。

雇う会社・雇用形態・仕事・賃金は、実際どおりに書きます

- ☐ 実際に雇う会社の名前で載せている
- ☐ 雇用形態を、実際どおりに書いている
- ☐ 職種の名前が、実際の仕事と合っている
- ☐ 固定残業代は、時間数と金額を分けた
- ☐ モデル収入を、基本給のように見せない

この5つは、
書き方の確認です。

固定残業代は、時間数と金額を分けて書きます

書き方	例
よくない書き方	月給32万円とだけ書く
よい書き方	基本給25万円、 固定残業代7万円
書き添えること	何時間分か、 超えた分は追加で払う

モデル収入を、必ず払う額のように見せません。

例は、厚生労働省の求人企業向けリーフレットから。

募集を終えたら、すぐに掲載を止めます

順番	すること
載せる	いつの時点の求人かを書く
変える	変えたら、すぐに直す
終える	すぐに掲載を止める
媒体に頼む	求人サイトにも反映を頼む

**残る2つは、
時点を書くことと、
すぐ直すことです。**

お客様向けの広告は、景品表示法の決まりも当たります

表示	主に関わる法律
求人・採用ページ	職業安定法
商品・サービスの広告	景品表示法
広告と隠した口コミ	景品表示法

景品表示法は、一般の消費者に向けた表示が対象です。

広告と隠す表示は2023年10月から違反。期限の表示に2026年6月の措置命令。

載せている求人を見直し、終えた求人の掲載を止めます

次にやること

1 自社サイトと求人サイトの掲載を書き出す

2 7つの点で見直し、終えた求人を止める

3 見直した求人の条件で、採用の相談をする

出典

厚生労働省：令和4年職業安定法の改正

厚生労働省：求人企業向けリーフレット

この資料は2026年10月2日時点の公表情報をもとにした一般的な整理です。個別の判断は、所管の窓口または専門家にご確認ください。

今の採用と支援の状況を、30分で整理します

ご相談で分かること

1. 求人の条件に合う人材がいるか
2. 紹介手数料と、支払いの方法
3. 入社までの流れと、かかる期間

ご相談の方法

メール：hr@maruchu-bussan.com

公式LINE：@836stfvr

30分の面談予約：
メール・LINEから

- 当社は登録支援機関ではありません。申請書類の作成・提出の代行は行いません。
- 対応分野：飲食料品製造／介護／外食／宿泊／建設／工業製品製造／ビルクリーニング
- 建設現場で直接作業する業務のご紹介は行いません。
- 丸忠物産有限会社 HR事業部　有料職業紹介事業 14-ユ-302507　労働者派遣事業 派14-303784